

第1章 医療費適正化計画に関する基本的事項

1. 計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現してきましたが、急速な少子高齢化や経済の低成長、国民生活や意識の変化など大きな環境の変化に直面しています。

国民皆保険を維持していくためには、県民誰もの願いである健康と長寿を確保しつつ、将来的な医療費の伸びの抑制が図られることが必要です。

このための仕組みとして、平成 18 年度の医療制度改革において、医療費の適正化を推進するための計画（以下「適正化計画」という。）に関する制度が創設され、平成 20 年度から 5 年を 1 期とする適正化計画を策定することになっています。

この適正化計画は、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を設定し、県民の健康増進や生活の質の向上を確保しながら、結果として、将来的な医療費の伸びの抑制が図られることを目指すものです。

2. 計画の根拠及び位置づけ

- ① 適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条に基づく法定計画です。
- ② 適正化計画は、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を取り組みの主たる柱とし、「よさこい健康プラン 21（健康増進計画）」と、「高知県保健医療計画（医療計画）」、「高知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」と密接に関連するため、これらの計画と調和が保たれたものとします。

3. 計画の内容に関する基本的事項

適正化計画では、次に掲げる事項を定めます。

- ① 県民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ② 医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ③ 目標を達成するために県が取り組むべき施策に関する事項
- ④ 目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- ⑤ 県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- ⑥ 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
- ⑦ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑧ その他医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項

4. 計画の期間

計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。